

平成30年度答申第73号

平成31年2月28日

諮問番号 平成30年度諮問第73号（平成31年1月30日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当の失権
処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 関係法令の定め

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下「施行規則」という。）は、現に医療を要する状態にある被爆者に対する医療の給付について、次のように定めている。

- (1) 厚生労働大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態（ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。）にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。

（被爆者援護法10条1項）

- (2) (1)記載の医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾

病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

(被爆者援護法 1 1 条 1 項)

- (3) 都道府県知事は、(2)記載の厚生労働大臣の認定を受け、かつ、当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるとの要件に該当することについて都道府県知事の認定を受けた者に対し、医療特別手当を支給する。

(被爆者援護法 2 4 条 1 項、2 項)

都道府県知事は、同条 2 項の認定の申請があった場合において、同条 1 項に規定する要件に該当する旨の認定をしたときは、当該認定を受けた者（以下「医療特別手当受給権者」という。）に、文書でその旨を通知するとともに、医療特別手当証書を交付しなければならない。

(施行規則 3 0 条)

上記の医療特別手当の支給は、上記の都道府県知事の認定を受けた者が被爆者援護法 2 4 条 2 項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、同条 1 項に規定する要件に該当しなくなった日の属する月で終わる。

(被爆者援護法 2 4 条 4 項)

- (4) 医療特別手当受給権者は、(3)記載の申請をした日から起算して 3 年を経過するごとに、当該経過する日の属する年の 5 月 1 日から同月 3 1 日までの間に、医療特別手当健康状況届に施行規則 2 9 条 1 項に規定する診断書を添えて、居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

(施行規則 3 2 条 1 項)

- (5) 都道府県知事は、(4)記載の届書を受理した場合において、届出をした者が被爆者援護法 2 4 条 1 項に規定する要件に該当すると認めるときは、当該届書に添えて提出された医療特別手当証書に所要事項を記載し、又は新たに医療特別手当証書を作成し、これを医療特別手当受給権者に返付し、又は交付しなければならない。

(施行規則 3 3 条 1 項)

他方、上記の要件に該当しないと認めるときは、医療特別手当受給権者に、文書でその旨を通知しなければならない。

(施行規則 3 3 条 2 項)

2 事案の経緯等

各項末尾掲記の資料によれば、本件の事案の経緯等は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成 1 7 年 6 月 2 1 日付けで、厚生労働大臣から、大腸が

ん（横行結腸がん）について、被爆者援護法 11 条 1 項の規定に基づく厚生労働大臣による原子爆弾の傷害作用に起因する旨の認定を受け、同年 7 月 15 日、A 知事から同法 24 条 2 項の規定に基づく都道府県知事による医療特別手当の要件に該当する旨の認定を受けた。

（認定書（厚生労働大臣作成、平成 17 年 6 月 21 日付け））

（審査請求人の A 被爆者台帳（被爆者マスター個別照会））

- (2) 審査請求人は、平成 28 年 4 月、A 知事（以下「処分庁」という。）に対し、施行規則 32 条 1 項の規定に基づき、B 病院医師 P（以下「P 医師」という。）作成の同月 22 日付け「診断書（医療特別手当用）」（以下「本件診断書①」という。）を添えて医療特別手当健康状況届を提出した（以下「本件届出」という。）。

（診断書（医療特別手当用）平成 28 年 4 月 22 日付け、医療特別手当健康状況届）

- (3) 処分庁は、平成 28 年 6 月 8 日、本件届出について、A 被爆者健康管理手当等認定委員（以下「認定委員」という。）の医師による審査を行い、その結果を踏まえて、審査請求人は被爆者援護法 24 条 2 項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあると認められないと認めた。

（医療特別手当健康状況届）

- (4) そこで、処分庁は、平成 28 年 7 月 21 日、審査請求人に対し、同月 20 日付けの「医療特別手当健康状況届に基づく審査結果について（通知）」と題する書面（地保第 a 号）に「先に提出いただいた標記届出については、審査の結果、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 24 条第 1 項に規定する要件に該当しないことから「不認定」となりましたので通知します。これに伴い、医療特別手当の受給権は平成 28 年 6 月をもって失権します。」と記載した上で、「記」として、「審査結果の内容（1）認定疾病の名称：大腸癌（横行結腸癌）（2）添付の診断書では「大腸癌（横行結腸癌）」の状態にあると認められないため、認定できません。」と記載した通知書を送付した（以下、これを「本件通知 1」という。）。

（医療特別手当健康状況届に基づく審査結果について（通知）

平成 28 年 7 月 20 日付け）

- (5) 審査請求人は、平成 28 年 7 月 26 日、処分庁に対し、医療特別手当健康状況届に添付した診断書（医療特別手当用）の記載内容に誤りがあったとして、P 医師作成の同日付け診断書（以下「本件診断書②」という。）を提出したため、処分庁が認定委員である医師に同診断書に基づく審査を求めたと

ころ、審査請求人については、がんの再発もなく手術による根治的な治療より5年以上経過しているので、被爆者援護法24条2項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあると認められないと判定された。

(弁明書)

- (6) そこで、処分庁は、平成28年8月18日頃、審査請求人に対し、同月15日付けの「医療特別手当健康状況届に基づく審査結果について（通知）」と題する書面（地保第b号）に「先に提出いただいた標記届出について、診断書の再提出をいただいたところですが、審査の結果、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条第1項に規定する要件に該当しないことから「不認定」となりましたので通知します。」とした上で、「記」として、「審査結果の内容 疾病の名称：大腸がん 癌の再発がなく、手術による根治的な治療より概ね5年以上経過しているため、認定できません。」と記載した通知書を送付した（以下、これを「本件通知2」という。）。

(医療特別手当健康状況届に基づく審査結果について（通知）

平成28年8月15日付け)

- (7) 審査請求人は、平成28年8月22日、審査庁に対し、「2 審査請求に係る処分」を「平成28年8月12日付けA知事の医療特別手当に係る却下処分」と、「3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日」を「平成28年8月18日」と、「4 審査請求の趣旨」を「2記載の処分を取り消す。」とそれぞれ記載された書面によって、本件審査請求をした。

(審査請求書)

3 本件審査請求の要旨

医療特別手当に係る却下処分に不服の為申請。減額により通院費用不足により困っています。被爆により苦しんでいます。考慮して頂ければ助かります。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、本件審査請求は処分庁が「平成28年8月15日 地保第b号」によってした本件通知2についてされたものであるととらえた上で、「原処分の維持が適当と考えるため。」として当審査会に諮問をした。

審査庁の上記判断の要旨は、以下のとおりである。

被爆者援護法が定める各種援護措置は、①被爆者であるだけで医療費の支給を受けることができるものとした上で、②所定の疾病に罹患すると月3万4430円（金額は、平成30年度の支給額。以下同じ。）の健康管理手当が、③放射線に起因する疾病が「現に医療を要する状態」に至った場合には、原爆症として認

定されるとともに月14万円の医療特別手当が、④その後、治療等により「現に医療を要する状態」が解消されると、医療特別手当に代えて月5万1700円の特別手当が、それぞれ支給されることになる。

本件審査請求の対象である医療特別手当は、被爆者が「現に医療を要する状態にある」ことに着目し、当該状態にある被爆者に対し、疾病に罹患していること自体への配慮（健康管理手当）や医療を要する状態が解消された後の健康不安や再発防止のための配慮（特別手当）を上回る配慮を及ぼす必要があるとして設けられている措置であるところ、本件においては、審査請求人は「現に医療を要する状態」にはないものと認められる。

したがって、審査請求人は医療特別手当の支給要件に該当しないから、本件審査請求は理由がなく、棄却すべきである。

なお、審理員も、審査庁と同様に、本件審査請求の対象が本件通知2による処分であることを前提ととらえた上で、審理員意見書において、本件診断書①及び本件診断書②によって、審査請求人には、認定疾病である「大腸癌（横行結腸癌）」の手術は平成15年に行われており、平成28年時点で根治的治療から5年以上が経過していること、また、再発、転移の所見はなく、現在行っている治療の内容には、本件診断書①においては「なし」、本件診断書②においては定期的に検査を行っていること、人工肛門の処置の指導及び管理を定期的に行っていることが記載されているが、いずれも大腸がん（横行結腸がん）に対する治療とは認め難く、被爆者援護法24条1項に規定する医療特別手当の支給要件に該当しないとして、審査庁と同旨の意見を述べている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求が提起された後の手續は次のとおりである。

ア 審査庁は、平成30年8月13日、本件審査請求の審理手續を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるQ、同室総括審理専門官であるR及び同室審理専門官であるSを指名した。

イ 処分庁は、平成30年9月18日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。

ウ 審理員は、平成31年1月10日付けで、審理関係人に対し、審理手續を終結した旨を通知した。

エ 審理員は、平成31年1月11日付けで、審査庁に対し、審理員意見書

及び事件記録を提出した。

なお、本件審査請求の受付から諮問書の提出までの各手続に要した期間は、以下のとおりである。

本件審査請求受付（処分庁）：平成28年8月22日

（審査庁）：同年9月1日

審理員指名：平成30年8月13日（審査庁受付から101週間）

審理員意見書提出：平成31年1月11日

諮問書提出：同月30日（審査庁受付から125週間）

- (2) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、その目的を定めた1条1項において、行政不服審査制度の目的を「国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度」と規定し、審理の迅速性を実現するため、例えば16条において、審査請求が審査庁の事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでの期間を審理期間とした上、審査庁に対し、標準審理期間を定める努力義務を課すなど、審査請求手続が迅速に行われることも国民の権利保護のための重要な要素と位置付けている。本件では、上記(1)のとおり、審査庁が審査請求を受け付けてから当審査会への諮問に至るまで125週間に要し、とりわけ審査請求が受け付けられてから審理員を指名するまでに101週間に費やした結果、審理手続が開始されたのは受付から約2年後であった点には、前述した行政不服審査制度の趣旨に照らして大きな問題があると言わざるを得ない。審査庁において速やかに改善が図られるべき必要があるものと思料する。

2 本件審査請求の対象について

- (1) 前述のとおり、本件審査請求書には、「2 審査請求に係る処分」を「平成28年8月12日付けA知事の医療特別手当に係る却下処分」と、「3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日」を「平成28年8月18日」と、「4 審査請求の趣旨」を「2記載の処分を取り消す。」との各記載がある。

そのため、審査庁は、本件審査請求の対象を処分庁が「平成28年8月15日 地保第b号」によってした本件通知2であるととらえ、これを前提に原処分の維持が適当として当審査会に諮問をしたものと解され、審理員においても、同様の理解に立って審理員意見書を提出したものと解される。

- (2) しかし、本件審査請求書によれば、審査請求人は同人が被爆者援護法24条1項に規定する要件に該当しなくなった旨の失権通知の効力を争う趣旨が明らかであるところ、審査請求人に対する失権通知は、平成28年7月20

日付けの本件通知1によってされたものであり、これを当然に無効と認めるべき理由はなく、また、その後、これが撤回されたことも認められないことからすれば、同年8月15日付けの本件通知2によって失権の効果が生じる余地はなく、そのため、本件通知2の取消しを求めて審査請求を行っても、失権の効果が覆るものではないといわざるを得ない。

- (3) 本件において、審査請求人が、失権処分の回復を求めるために前述のような審査請求書を提出したのは、処分庁が、既に自ら本件通知1を行っているにもかかわらず、これと手続上重複する内容の本件通知2を新たに発したこと、及び、審査請求人に対して失権処分の回復を求めるための対象を誤って教示したことに起因するものであること、本件審査請求は審査請求人に対する失権処分の取消しを求める趣旨のものであることは明らかであることからすれば、本件審査請求は、審査請求人に対する失権処分の効果を発生させた本件通知1についての取消しを求めているものと解した上で、その当否を判断することが相当である。

3 本件通知1の違法性又は不当性の有無について

そこで、以下においては、本件通知1の違法性及び不当性について検討する。

(1)ア 審査請求人が提出した本件診断書①の記載をみると、

- (ア) 「認定疾病に関する現症及び検査所見」欄には、
「現在のところ再発・転移等は認めていない。

H28年3月18日. CEA: 3. 2, CA19-9: 16. 7と
正常」

との記載があり、

- (イ) 「認定疾病に対する治療状況」欄には、

- a そのうちの「認定疾病に係る受診状況」欄において「ア. 定期的に受診し現在治療中」の項に○印が付された上で、
b 「認定疾病に対して過去に行った主な治療(手術等)」欄に「H15年8月26日. 横行結腸癌にて手術施行」との記載が、
c 「現在行っている治療の内容」欄に「認定疾病自体に対するもの」として「なし」との記載が、
d 「認定疾病の治療によって生じた疾病(後遺症等)に対するもの」として「なし」との記載が

それぞれ存在する。

- (ウ) また、「認定疾病以外に関する特記事項」欄は、空欄となっている。

イ 上記の本件診断書①によれば、認定疾病である大腸がん（横行結腸がん）については、平成15年8月26日に横行結腸がんの手術を行ったが、現在は認定疾病である大腸がん自体の治療はなく、また、認定疾病によって生じた疾病（後遺症等）はないものと認められ、認定委員である医師も、被爆者援護法24条2項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあると認められないと決定している。

ウ そして、これを覆して、審査請求人が当該認定に係る疾病である大腸がん（横行結腸がん）の状態にあると認めるに足りる資料は存在しない。

(2) ちなみに、審査請求人が本件通知1を受領した後に処分庁に提出した本件診断書②には、

(ア) 「認定疾病に関する現症及び検査所見」欄には、

「現在のところ再発・転移および新たな癌の発生は認めていません。
H28年3月18日. CEA: 3.2, CA19-9: 16.7と正常です」

との記載があり、

(イ) 「認定疾病に対する治療状況」欄には、

a そのうちの「認定疾病に係る受診状況」欄において「ア. 定期的に受診し現在治療中」の項に○印が付され、

b 「認定疾病に対して過去に行った主な治療（手術等）」欄に①直腸切断術及び②横行結腸切除術との記載があり、それぞれの実施時期は、①は平成元年4月6日、②は平成15年8月26日であったとの記載があるが、

c 「現在行っている治療の内容」欄に「認定疾病自体に対するもの」として

「直腸癌および結腸癌に対しては、定期的に検査を行っています。また、原爆の被災者であることから、新たな癌の発生に注意しながら検査を行っています。」との記載が、

d 「認定疾病の治療によって生じた疾病（後遺症等）に対するもの」欄に「（疾病名）H元年4月6日に人工肛門造設術を施行（治療内容）人工肛門の処置の指導および管理を定期的に行っています」との記載が、

e 「認定疾病以外に関する特記事項」欄に

「人工肛門は身体障害であることを御考慮下さい」との記載が

それぞれ存在する。

(ウ) これらによれば、審査請求人に対し、認定疾病である大腸がん（横行結腸がん）については定期的な検査が行われているものの、その他の医療行為が行われていることはうかがわれず、認定委員である医師も、がんの再発もなく手術による根治的なより5年以上経過しているので、被爆者援護法24条2項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあると認められないと判定しているものである。

したがって、本件診断書②の記載を踏まえて検討しても、審査請求人が認定疾病である大腸がん（横行結腸がん）について被爆者援護法24条2項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものとは認められない。

(3) 以上のとおり、処分庁が審査請求人について、認定委員の医師による審査を経て検討した結果、被爆者援護法24条1項に規定する要件に該当しないものとしてした本件通知1は適法なものというべきであって、その判断に違法又は不当な点は認められない。

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、結論において妥当である。

4 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ